

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は九州最北端、博多港から138 km、韓国・釜山まで49.5 kmに位置し、対馬島を中心に海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島の6つの有人島と102の無人島からなる総面積707.42 km²の国境の島である。南北82 km、東西18 kmと縦長の島で、南北の移動では車で2時間以上かかることもあるため、産業の集積はなされておらず、各地に点在する形となっている。

【地域の人口構造】

令和2年の国勢調査では人口は28,502人、年少人口(0～14歳)は3,311人(11.6%)、生産年齢人口(15歳～64歳)は、14,166人(49.7%)、老年人口(65歳以上)は10,989人(38.6%)で、これは、国平均と比較すると年少人口割合は0.4%低い程度ではあるが、生産年齢人口割合は9.6%低いのに対し、老年人口割合は9.8%も高く、全国の中でも、高ペースでの高齢化と生産人口の減少が進んでいる。

【産業構造】

令和2年の国勢調査において、本市の就業人口は第一次産業の割合が18.4%で長崎県の平均(6.7%)よりも10%以上高い数値となっているが、これは豊かな漁場を近海に持つ離島であるため漁業が盛んであり、全体の14.2%を占めている。ほかに農業(3.1%)、林業(1.1%)となっている。農業は島外への出荷はほぼないが、アスパラガス、茶などの一部は市外への販売がなされている。林業はスギ、ヒノキなどの木材のほかに伝統的にシイタケの生産が盛んであり、市内のいたるところで原木栽培がされている。

第二次産業の割合は13.2%で建設業が9.7%、製造業が3.4%、鉱業が0.1%となっている。建設業は港湾設備、道路等の公共設備が主であるが、近年は公共工事も減少しているため建築についても受注する事業者が増加している。製造業は造船業(修理含む)、水産加工業、菓子製造業などが中心だが、後継者不足によって事業承継が進んでおらず廃業を検討している事業者も増えている。ごくわずかな割合ではあるが、鉱業としては本市で採取される「対馬長石」が衛生陶器や釉薬などに使用されており、市内における重要な産業の一つとして確立されている。

第三次産業の割合が最も高く66.8%。主としてはサービス業で37.7%、卸売・小売業が12.5%、公務が11.6%。近年は韓国人観光客の増加等により、主として宿泊サービス業などの観光関連業が増加傾向にあった一方で令和3年以降は新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響だけでなく、担い手不足・後継者不足により、一般貸切自動車運送業(観光用貸切バス)は運転手不足、一般乗用旅客自動車運送業(タクシー)の廃業が相次ぎ、市の観光施策にも影響を与えかねない状況となっている。

【中小企業者の実態等】

本市に本社を置く企業は分類上大企業は存在せず中小企業者のみであるため、本市にとって中小企業者の支援は市の産業振興に等しいものである。本市としても生産性向上を促進する補助金制度の整備などを行ってきたものの、収益性の低さによる資金不足や人口減少、後継者不足などの事業の継続性に係る諸問題により設備投資が進んでいない。また資材高騰、輸送料高騰に加え輸送料にフェリー輸送などの離島料金の加算により事業者には負担が重く、新型コロナウイルス感染症の影響のみならず厳しい状況が続いている。

よって国境離島新法に基づく雇用機会拡充支援制度や働き方改革支援などによる雇用の促進だけでなく、中小企業者の先端設備の導入促進は必須の状況となっている。

(2) 目標

上記のことから、市内事業者における人口減少、後継者不足、人手不足に対応するため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、市の産業振興を図る。

これを実現するために、本市は計画期間中に8件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、商工業のみならず農林水産業も含めて主たる産業であり、企業の労働生産性を高めるための設備は多岐にわたることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は市内各地に事業者が点在していることから、本計画の対象区域は、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、第三次産業が中心ではあるが、第一次・第二次産業こそが第三次産業を支える構造となっており、市内の中小企業者すべての労働生産性の向上が必要であるため、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は、2年間（令和5年6月29日～令和7年6月28日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・ 市は先端設備等導入計画を認定した事業者に対し、計画の進捗状況についての調査を実施する必要があるため、事業者自ら定期的に把握すること。